

公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る設計等委託業務共同体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）の発注する建設工事に係る設計又は監理業務（以下「業務」という。）における共同体（以下「共同体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「共同体」とは、法人が発注する対象業務ごとに結成される「特定共同体」をいう。

(共同体の基本的要件)

第3条 共同体の基本的要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 構成員は、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）第7条に基づく認定を受けている者で、当該業務に対応する部門について入札参加資格を有する者であること。
- (2) 構成員は3者以内とし、1者以上を前号の者のうち、県内に本店を有する者（以下「県内企業」という。）とすること。
- (3) 構成員のうち、県内に本店を有する者については、一級建築士が2名以上、かつ、一級建築士を1ポイント、二級建築士及び木造建築士を0.5ポイントとし、合計5ポイント以上となる技術者を有すること。
- (4) 構成員のうち、県内に本店を有しない者（以下「県外企業」という。）については、20名以上の一級建築士を有すること。
- (5) 原則として、構成員のうち1者以上が当該業務と同種の業務について、元請として一定の実績を有すること。

(対象業務)

第4条 共同体による対象とすることができる業務は、「和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札における発注の取扱い基準」（平成20年6月1日施行）第2(2)に規定する建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）のうち、同基準別表第一(2)建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）の区分C1又はC2に該当する高度な技術を要する建築物の設計等の業務とする。

(配置技術者)

第5条 各構成員は、業務を履行するに当たり、設計図書（特記仕様書）及び入札公告等に示す要件を満たす技術者を配置しなければならない。

(共同体の結成手続)

第6条 共同体を結成しようとする者は、原則として自主的に結成し、第7条の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

(共同体の提出書類)

第7条 共同体が結成に必要とする提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事に係る委託業務入札参加資格審査申請書（共同体） 別記第1号様式
- (2) 設計（監理）共同体協定書 別記第2号様式
- (3) 委任状 別記第3号様式

(4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類
(形態及び出資比率)

第8条 県内企業と、県外企業との協業関係のもと県内企業の技術力の向上を図るため、
共同体の形態は、構成員が共同して当該業務を行う共同業務実施方式とする。

2 構成員の出資割合は、各構成員の業務に関与する割合に応じて定め、各構成員の施行能力を反映した適正なものとする。この場合において、各構成員の出資比率は20%以上でなければならない。

(代表者)

第9条 共同体の代表者は、構成員のうち施行能力が最も大きい者とする。

2 共同体の代表者は、20名以上の一級建築士を有する者であるものとする。

3 共同体の代表者の出資割合は、構成員中最大であるものとする。

(存続期間等)

第10条 共同体の存続期間は、当該業務に係る委託契約の履行後3月を経過した日までとする。ただし、必要がある場合は、委託契約の履行後12月以内までとすることができる。

2 前項に規定する期間満了後において、当該業務について、かし担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

3 当該業務について結成された共同体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、共同体の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月5日から施行する。